

入札監理小委員会における審議の結果報告

水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査

環境省所管の水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査については、平成21年7月から2年9か月間の契約期間として民間競争入札による事業を実施しているところ。契約期間終了後の平成24年4月からの事業については、5年間の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている（2期目）。

これに基づいて環境省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

事業の評価等を踏まえた修正について

【論点】

隔年実施の水質汚濁物質排出量総合調査において、受託事業者の実施経験を踏まえた工夫により、さらなる質の維持向上や効率的な事業実施を図る観点から、複数回実施できるよう、契約期間の延長（4年以上）を検討すること。

事業実績のない民間事業者においても実施状況を踏まえた工夫（企画書の提案）が可能となるよう、実施要項において本実施状況の内容を十分に情報開示すること。（実施要項20～23頁）

【対応】

隔年実施の水質汚濁物質排出量総合調査において、複数回実施できるよう契約期間を5年とした。（実施要項7頁）

平成21年及び22年調査の内容について、受託事業者の実施体制（業務の種類別の人員数）や、照会状況、督促と調査票の回収状況を掲載するなど、情報開示の充実を図った。（実施要項20～23頁）

その他の修正について

政府共同利用システム及び環境省が貸与するオンライン調査システムを使用した業務の内容について、システム環境の整備、オンライン回答で使用する調査票の修正等、記載の充実を図った。（実施要項3～6頁）

落札者を決定するための評価項目（加点項目）において、事業資格・実績

に、「組織の環境マネジメントシステム（ISO14001 等）に係る公的資格」、「主たる従事者が、環境計量士（濃度関係）水質関係第 1 種公害防止管理者及び技術士環境部門の資格者」及び「主たる従事者が、情報処理技術者試験及び技術士情報工学部門の資格者」の 3 点について評価することを追加した。

（実施要項 11、12 頁）

以上